

大地震発生時の危機管理に関する手引き

埼玉県中学校体育連盟

1. はじめに

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、多くの犠牲者をよび、甚大な被害をもたらしただけでなく、東日本全体にその後の生活における混乱を招いた。本県における大きな被害はなかったものの、東海地震に対する備えも含め、大地震発生を予測した対応策などの再検討が必要となった。

本手引きは、埼玉県中学校体育連盟（以下「県中体連」とする）が主催する各種大会における防災対策と災害発生時の対応に関する心構えなどをまとめ、危機管理の指針として提示するものである。したがって、県中体連各専門部・各支部及び各中学校は、これを元に具体的な防災対策及び対応マニュアル等の作成など、適切な対策を講じるための基本となることを趣旨とする。

2. 事前にやっておくべきこと

(1) 連絡系統の確立

① 携帯電話メールアドレスの把握

- 災害時はライフラインが途絶え、一般・携帯電話やパソコンメールは使えないと考えた方がよい。
- 携帯電話のメールサービスは比較的早く復旧するので、連絡手段として有効である。
 - ・ 県中体連事務局は、少なくとも各常任理事・専門委員長の携帯電話メールアドレスを把握しておくべきである。
 - ・ リストにして紙ベースで残すのみでは、いざというとき役立たない場合もある。
 - ・ 携帯電話に登録したり、マイクロSDカードなどに保存したりして常に携帯する。
 - ・ 個人情報として慎重に扱うこととする。

② 災害用伝言サービスの活用方法の確認

- 固定電話から → 災害用伝言ダイヤル「171」へ発信
- 携帯電話から → 各電話会社の伝言サービス（ドコモiモード等）
- パソコンから → 災害用ブロードバンド伝言板（web171） <https://www.web171.jp>

③ 緊急時連絡ボックスなどの設置（今後の課題として）

- 緊急時の情報を集約するネット上のボックスがあれば有事の際たいへん有効である。
- 県中体連独自で作成・管理するのは困難なので、県や市町村に同様のシステムがあれば活用できるように事前に確認しておく。
- システムの立ち上げに向け、県教委へ要請したり、他県の例なども参考にしていく。
- 民間におけるサービスなども検討していく。

④ 各学校・各家庭における防災意識を高め、緊急時の連絡方法や集合場所などを確認させておくよう、代表者会議で周知する。

(2) 災害発生時の対応方法の検討

① 避難経路・避難場所の確認

- 大会会場内の避難経路及び周辺の災害時避難場所については、事前に必ず確認しておくとともに、大会参加者に周知しておく。

② 緊急連絡網の確立

- 関係する各学校に緊急連絡が徹底できるように連絡方法を確立しておく。
- 必要に応じて各大会参加校の顧問への連絡網を作成する。

3. 大会期間中に大地震が発生したら・・・

(1) 一時避難

大会開催中に地震が発生した場合は、児童生徒の安全を第一に考え、次のようなポイントを踏まえて、冷静かつ的確に指示し、行動させる。

- まず身の安全を図り、揺れがおさまるまで様子を見る。
- 火を使っている場合は、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- 窓や戸を開け出口を確保する。
- 転倒物・落下物などに注意する。
- あわてて外に飛び出すと瓦やガラス、看板などが落ちてくるので注意する。
- ブロック塀などの倒壊のおそれがある場所へは近づかない。

(2) 避難場所への誘導と安全確保、安全な帰宅

児童生徒を避難場所へ誘導後は、以後の安全を確保しつつ帰宅方法を検討し、可能な限り早急に帰宅させる。(状況によって帰宅が不可能な場合もある。)

- 家庭または学校への連絡が可能であれば安否報告を行う。
- 家庭に連絡が取れた場合は帰宅方法を確認し、安全な方法を相談する。(できるだけ保護者に引き取りにきてもらうことがのぞましいが状況による。)
- 家庭に連絡が取れない場合は、児童生徒のみで帰宅させるか、そのまま待機させるか、落ち着いて最も安全な状況判断をする。

(3) 本部への連絡

- ① 大会開催中に地震が発生した場合は、児童生徒の安全確保を最優先し、児童生徒・教員及び関係者の安否を掌握する。
- ② 避難者・負傷者・行方不明者・死亡者等の数がある程度掌握できたら、携帯電話メールや災害伝言ダイヤルを利用して大会本部(事務局)へ可能な限り連絡をとる努力をする。
- ③ 大会開催中ではなく、大会前あるいは休息日に地震が発生した場合は、委員長が互いに連絡を取り合い、大会の延期または中止などについて決定し、本部へ連絡する。

(4) 大会の続行または中止の判断

- ① 大会の続行あるいは中止の決定においては、専門委員長の責任において的確な状況判断を行う。
- ② 大地震発生により人的あるいは環境的に甚大な被害が生じた場合は中止とする。
- ③ 現場での決定が難しい場合は、決定事項を各学校へ連絡する方法について徹底する。
- ④ 県中体連会長の判断により、大会の一部または全部を中止とする場合もある。
- ⑤ 大会実施に関する考慮事項
 - 会場は確保できるか。
 - 児童生徒の移動に関する交通手段は確保できるか。
 - 計画停電や断水などの影響はないか。
 - 大きな余震発生の可能性はないか。

- 教育委員会等関係機関の見解・指導はどうか。
- その他不測の事態による危険性はないか。
 - ・ 土砂崩れや河川決壊、火山活動など
 - ・ 福島原子力発電所の事故などのような事態

(5) 大会実施状況の記録

大会開催中(競技中)に災害が発生した場合は、以後に再開することを考慮して大会の進行状況、試合途中経過等の記録を残すように配慮し、どのような形で再開するかを検討するための材料とする。(途中経過の状況から再開するか、ノーゲームとして再試合とするかなど)

(6) 避難時の情報収集

災害発生時には、可能な限り以下のような情報収集に努める。

- 交通情報・・・鉄道路線、バス路線、交通渋滞、高速道路状況など
- 気象情報・・・警報・注意報、地震の規模や震度、今後の余震の状況など
- ライフラインの切断・復旧状況
- 救援・救護の状況

(7) 対策本部の設置

- ① 大会期間中における災害発生時には、対応を検討するための対策本部を可能な範囲で設置する。
- ② 対策本部の構成員は、県中体連会長・理事長・副理事長・事務局長とするが、各自の勤務校における校務を優先するものとする。

(8) 児童生徒の精神面に対するケア

災害を受けたショックにより、児童生徒の心には深い傷が残ることを理解し、トラウマやストレス、それらによるPTSD(心的外傷後ストレス障害)を予防するための対応を図る。

- PTSDとは

自然災害や事件・事故に遭遇した恐怖や喪失体験などにより心に傷を受け、その時の出来事を繰り返して思い出す、遊びの中で再現するなどの症状に加え、情緒不安定、睡眠障害などの症状が1か月以上続く状態
- 対応のポイント
 - ・ 児童生徒の様子に気を配り、あわてず冷静に対応する。
 - ・ できるだけ安心感を与えられるような言葉がけを行う。
 - ・ 児童生徒が恐怖を感じることは強制しない。
 - ・ 「きっとよい方向に進む」という前向きな姿勢で対応する。
 - ・ 協力し合ってこの苦難を乗り越えようという意識を持たせる。
 - ・ 普段からのコミュニケーションを大切にし、信頼関係を築いておく。

4. 災害発生後における非常事態への対応について

(1) 電力供給不足による計画停電への対応

東日本大震災の例のように、大地震発生の影響による電力の需給逼迫状態が起きることで、電力会社が「計画停電」を実施する場合がある。このようなときは、停電状態の中での大会運営が余儀なくされたり、極端な節電対策を講じたりしなければならない。大会実施の可否判断においては、以下のような内容が満たされない場合は原則として中止とする。

- ① 停電や節電を行っても大会の安全面に十分な配慮ができる。
- ② 停電や節電を行っても運営面において十分な対応策が図れている。
- ③ 計画停電の時間帯を把握しており、会場が複数にわたる場合であってもそれぞれの会場における計画停電の時間帯ごとの対応ができています。(会場支部との連絡を密に保つこと)
- ④ 計画停電が児童生徒の集合・解散の時間帯と重なることもあるので、鉄道や公共交通機関の状況を把握し、移動については各学校での確な指導が行われるよう指示できる。
- ⑤ 大会運営において電力を必要とする機材等(照明設備も含む)をリストアップし、停電における不都合が回避できる。
- ⑥ 節電に対しては、最大限に協力できるよう運営面において工夫する。
- ⑦ 大会日程を変更する場合は、次のことに留意する。
 - 予備日も含めた日程調整が無理なくできるか。
 - 試合数を消化できる会場確保が可能か。
 - 大会役員や審判員などは十分な人数の招集が可能か。
 - 参加各校や関係者への周知徹底ができるか。

(2) 原子力災害への対応

東日本大震災後の福島第一原子力発電所の事故のように、大地震発生後には予期せぬ原子力災害が起こりうる。放射性物質は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することが不可能である。したがって、児童生徒が被ばくして健康を害するおそれがある場合は、直ちに大会を中止する。その際、以下のことに留意する。

- 発生状況が緊急を要するときは、屋内待避・避難等の必要な対応を冷静に行う。
- 緊急を要す状況でない場合は、直ちに児童生徒を安全に帰宅させる。
- テレビ・ラジオ・広報車・インターネット等の様々な手段で情報を入手する。
- 情報入手にあたっては、その正確性に留意し、情報に惑わされないよう冷静に行動する。
- やむを得ず屋内待避する場合の対応策
 - ・ 戸や窓を確実に閉め、空調や換気扇を止めて外気を遮断する。
 - ・ 屋外にいた児童生徒は、顔や手の洗浄、シャワー等により身体に付着した放射性物質を洗い流す。
 - ・ 保護者や学校へできるだけ早く連絡する。

参考文献

- ・「地震 その時10のポイント」 東京消防庁
- ・「地震に対する10の備え」 東京消防庁
- ・「子どもの心のケアのために」 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課
- ・『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育 文部科学省